

第 4 7 号議案

東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）の廃止
に伴い、規定の整備を図る等のため提出します。

東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例

東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例（平成4年1月2日台東区条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する外国人登録原票に登録されている居住地」を削り、同条第2項第3号中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条第2項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第1項第1号の規定は、施行日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、施行日以前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。